

平成30年度分 地域包括支援センター業務評価の結果(集計表)

資料 3-4

令和元年度 第1回
新潟市介護保険事業等運営委員会
令和元年10月21日開催

I 評価結果

※総合評価 700点満点=(センター自己評価点数×3)+(市評価点数×7)
 ※評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標準 2:やや下回る 1:かなり下回る

区	北区			東区			中央区				江南区			秋葉区			南区			西区			西蒲区				平均	平成28年度平均	平成27年度平均	平成26年度平均			
	No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25					26	27	
	阿賀北	くずつか	上土地亀	(旧山の下) 藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	(旧姥野ヶ山) 上山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒埼	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室	659	630	626	613		
H30年度分 総合評価(※1) (700点満点)		680	700	640	650	673	636	667	690	680	663	606	470	650	640	700	673	700	660	660	680	687	690	647	697	637	640	567	690	662			
参考:H29年度分 総合評価(700点満点)		690	700	670	650	638	565	690	680	663	606	470	650	640	700	673	700	660	650	677	670	690	650	697	700	687	700	700	662				
センター 自己評価	点数/70	68	70	64	65	68	65	66	69	68	64	60	66	64	70	67	61	66	66	68	68	69	64	69	63	64	56	69	66	63	63	63	
	H29:点数/65	69	70	67	65	68	60	69	68	67	62	47	65	64	70	68	70	66	65	67	67	69	65	69	70	68	70	70	66				
市評価	点数/70	68	70	64	65	67	63	67	69	68	64	59	66	64	70	67	62	66	66	68	69	69	65	70	64	64	57	69	66	63	62	61	
	H29:点数/65	69	70	67	65	62	55	69	68	66	60	47	65	64	70	67	70	66	65	68	67	69	65	70	70	69	70	70	66				
	5	12	14	11	12	11	8	11	13	12	10	7	12	10	14	12	10	13	13	12	13	13	9	14	8	12	6	13	(計) 305(80.7%)	(計) 299	(計) 288	(計) 251	
		13	14	13	12	6	5	13	13	11	7	1	12	9	14	12	14	13	12	12	12	13	10	14	14	13	14	14	310(82.0%)				
	4	2		2	1	3	5	3	1	2	2	5	1	3		1	2			2	1	1	5		5		5	1	53(14.0%)	47	55	81	
		1			1	8	4	1		2	4	6	1	4		1			1	2	1	1	3			1			42(11.1%)				
	3						1				2					1	1								1	1	1		8(2.1%)	5	5	19	
				1			4		1	1	3	5		1		1						1		1					19(5.0%)				
	2											2	1	1													2		6(1.6%)	0	3	0	
							1					1																	2(0.5%)				
1			1	1												1	1	1								1		6(1.6%)	0	0	0		
				1							1	1						1	1									5(1.3%)					
平均	4.9	5.0	4.6	4.6	4.8	4.5	4.8	4.9	4.9	4.6	4.2	4.7	4.6	5.0	4.8	4.4	4.7	4.7	4.9	4.9	4.9	4.6	5.0	4.6	4.6	4.1	4.9	4.7	4.8	4.8	4.7		
	4.9	5.0	4.8	4.6	4.4	3.9	4.9	4.9	4.7	4.3	3.4	4.6	4.6	5.0	4.8	5.0	4.7	4.6	4.9	4.8	4.9	4.6	5.0	5.0	4.9	5.0	5.0	4.7	4.8	4.8	4.7		

※原則、契約更新しない基準 : 【点数】 420点未満 (満点700点×6割)、 【項目数】 「1」が3項目以上 又は「2」が7項目以上

※平成30年度途中で開設した地域包括支援センター山の下(新)と地域包括支援センター山潟は、業務の実施期間が評価に必要な1年度に満たず、採点による評価は行っていないため掲載がありません。

Ⅱ 項目別評価結果

※ 評価基準 5:かなり上回る 4:やや上回る 3:標準 2:やや下回る 1:かなり下回る

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	平均	平成28年度平均	平成27年度平均	平成26年度平均	
					阿賀北	くずつか	上土地亀	(旧山の下山) 藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	(旧姥ヶ山) 鳥屋野・上山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	こすだ	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・潟東	巻	岩室					
I 運営体制	1 地域包括支援センター業務推進体制	1)地域包括支援センターの職員が適切に配置されている。	右記のとおり	「5」=機能強化職員を含め、職員が適切に配置されている。 「2」=職員が不足している期間が1か月以上ある。 「1」=職員が不足している期間が3か月以上ある。	5	5	1	1	5	5	5	5	5	5	2	2	2	5	5	1	1	1	5	5	5	5	5	1	2	5	3.7	-	-	-		
		2)平成30年度地域包括支援センターの「事業報告」が適切に作成されている。	市が示した内容に沿って、事業報告が作成されている。 =「3」	市が示した以下の5項目を含んだ内容で作成されているか。 《「3」以外の基準》 「4」=計画した事業及び5項目の目標と重点目標に対する達成状況が明記されている 「5」=5項目の目標と重点目標において課題、今後の取り組み方針等に言及している 「2」=5項目中、1項目について内容が不十分である 「1」=5項目中、2項目について内容が不十分である 1. 総合相談支援業務 ①ワンストップサービスの拠点、②継続的・専門的相談支援、③出張相談、④高齢者の実態把握、ニーズの把握 2. 権利擁護業務 ①権利擁護等の活用支援、啓発、②高齢者虐待への対応、啓発 3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務 ①ケアマネジャーへの個別支援、相談、②包括的・継続的なケア体制の構築、③ケアマネジメントの連携 4. 介護予防ケアマネジメント業務 ①介護予防の普及・啓発のための取り組み ②介護予防ケアマネジメントの一連の過程が適切に行われる体制の構築 5. 地域での他機関連携 ①圏域ネットワークの構築と活用、②地域ケア会議の開催	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	4.9	4.7	4.2
					5	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9			

大項目	中項目	目標項目 (小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	平均	平成28年度平均	平成27年度平均	平成26年度平均				
					阿賀北	くずつか	上土地亀	(旧山の下山) 藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	(旧姥ヶ山) 鳥屋野・上山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	「すべ	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・湯東	巻	岩室								
I 運営体制	タ 1 業務・地域推進包括支援センターの「事業計画」が適切に作成されている。	3)平成31年度地域包括支援センターの「事業計画」が適切に作成されている。	市が示した内容に沿って、事業計画が作成されている。 =「3」	市が示した5項目(上記小項目4)と同様)を含んだ内容で作成されているか。 《「3」以外の基準》 「4」=実施する活動及び5項目の目標と重点目標を設定している 「5」=5項目の目標と重点目標に加え、活動内容が具体的である (例:PRする。ではなく、医療機関と地域の茶の間へのチラシ配布と説明。等) 「2」=5項目中、1項目について内容が不十分である 「1」=5項目中、2項目について内容が不十分である	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	4.9	4.9	4.9	
					5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9			
					5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9		
I 運営体制	4)職員間の連携が適切に行われている。	相談記録等のファイル保管場所が明確で、情報共有が適切にできている。 =「3」	担当者以外分らない状況ではなく、職員間で情報を共有できる状態となっている。 《「3」以外の基準》 「4」=支援・対応の情報共有・連携を図るための取り組みをしている。 (定期カンファレンス、随時カンファレンス、朝ミーティングなどの取り組みを行っている。取り組み内容を自己評価の特記欄に記載すること) 「5」=支援・対応の連携を図るため、「4」に加えてケースの課題を整理し、課題に合わせた専門職の対応の検討を行った内容と支援結果を記録している。(統一した様式を使用) (内容を自己評価の特記欄に記載すること) 「2」=書類保管場所は同じだが、様式が不統一、書類が不足する等不適切 「1」=担当者だけで書類も内容も抱え込んでおり、他の職員が分からない	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4.9	4.8	4.7	4.7		
				5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4.9				
				5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4.9			

大項目	中項目	目標項目 (小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	平均	平成28年度平均	平成27年度平均	平成26年度平均
					阿賀北	くずつか	上土地亀	(旧山の下) 藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	(旧姥ヶ山) 鳥屋野・上山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	「すど	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・湯東	巻	岩室				
I 運営体制	1 地域包括支援センター業務推進体制	5) 個人情報の取り扱いを適切に行っている。	個人情報保護に関する事項7項目のうち、4項目を実施している。 =「3」	個人情報の取扱いについて、以下の要素をみる。 《「3」以外の基準》 「4」=5項目以上実施している。 「5」=7項目を実施している。 「2」=3項目の実施である。 「1」=2項目以下の実施である。 ①個人情報保護に関するマニュアルを整備し、個人情報の適切な取り扱いについて全職員が理解している。 ②個人情報に関する研修を年1回以上実施している。 ③関係機関と個人情報をやりとりする必要がある場合は、あらかじめ利用者に説明し、書面で同意を得ている。 ④個人情報の外部持ち出しに関する手順を定め実行している。 ⑤個人情報は施錠できる場所に保管している。 ⑥相談・面談室のプライバシーが確保されている。 ⑦業務支援システムのID・パスワードを適切に管理している。	5	5	5	5	5	4	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4	5	4.9	4.9	4.9	4.8
		6) 職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	市研修、県研修等の機会に、原則として参加している。 =「3」	市主催の研修、県主催の研修は原則として参加している。 * 体調が悪く、急遽不参加等の例外は除く * 説明会は研修に含めない。 《「3」以外の基準》 「4」=「3」以外の研修(国が実施する包括ケア推進指導者研修ブロック研修含む)及び法人や事業所内部の研修の両方に参加している。 「5」=個々の経験や資質により必要な研修を見極めて受講している(研修計画の作成、個々の研修受講の経年の管理ができています) 「2」=研修の機会が1回もない職員がいる。但し、年度末の異動者は考慮する。 「1」=職員が誰も出席していない	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4.9	4.9	4.8	4.7
					5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.9		

大項目	中項目	目標項目(小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	平均	平成28年度平均	平成27年度平均	平成26年度平均
					阿賀北	くずつか	上土地亀	(旧山の下) 藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	(旧姥ヶ上山) 鳥屋野・上山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	「すべ」	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・湯東	巻	岩室				
Ⅱ 総合相談支援業務	2 総合相談支援業務体制	7) ワンストップサービスの拠点としての役割を適切に実施している。	地域包括支援センターの役割の周知、実態把握、相談対応状況等において、8項目のうち、5項目を実施できている。 =「3」	周知、実態把握、ネットワーク活用、高齢者本人や家族、関係者からの相談への対応として以下の要素をみる。 《「3」以外の基準》 「4」=6項目以上実施している 「5」=8項目を実施している 「2」=4項目の実施である。 「1」=3項目以下の実施である。 ①民生委員やケアマネジャー、医療機関等へ継続した地域包括支援センターのPRを実施している。(同じ対象に年2回以上) ②高齢者が参加する場での継続したPRを実施(年2回以上)している。 ③支援を要する高齢者を見出すため、地域の課題を分析し、個別訪問の実施を事業計画に位置付け、実施している。 ④支援を要する高齢者の情報の把握を行っている。(地域の茶の間等高齢者の集まる場への参加、近隣住民からの情報把握、民生委員との情報共有等) ⑤支援関係機関、団体の把握ができている。(社会資源マップ、一覧等) ⑥要支援認定非該当者や事業対象者(基本チェックリスト該当者)のサービス未利用者の情報、市から提供された名簿を活用して実態把握を行っている。 ⑦地区ごとの相談件数や、経路、種別の傾向を把握、分析し、地域包括支援センターの周知やネットワーク構築が必要な人、機関の検討を行っている。 ⑧⑦で行った分析した結果を事業報告と事業計画に反映している。	5	5	4	5	5	5	5	5	5	3	4	5	5	5	5	3	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4	4	4.7	4.9	4.6	4.6
		8) 継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談者の状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を検討し適切なサービスや制度について記録している。 =「3」	相談者の状況把握を行い、個々の支援方針・支援内容を検討し適切なサービスや制度について記録している。 *個別ケア会議の対象となったケースや、サービス未利用のケース等(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント・虐待以外のケース)を対象とする。 《「3」以外の基準》 「4」=継続的支援を実施する中で、対象者の状況、課題の判断、支援方針、内容を記録している。 「5」=「4」に加え、地域の他機関や住民の支援等の必要性も併せて検討し、支援の実践・モニタリングを行い記録している。 「2」=支援内容はあっても、把握した情報からの課題、判断の記録がない。 「1」=支援内容、課題、判断の全てに不足している。	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0	4.8	4.9
						5	5	5	5	4	3	5	5	5	5	3	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.8		

大項目	中項目	目標項目 (小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	平均	平成28年度平均	平成27年度平均	平成26年度平均	
					阿賀北	くずつか	上土地亀	(旧山の下) 藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	(旧姥ヶ山) 鳥屋野・上山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	「すべ」	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・湯東	巻	岩室					
Ⅲ 権利擁護業務	3 権利擁護業務体制	9) 権利擁護に関する啓発について、①・②・③全ての取組みを行っている。	権利擁護に関する啓発のため、①・②・③全ての取組みを行っている。(取組み内容は自己評価の特記欄に記載すること) =「3」	権利擁護に関する事項(①高齢者虐待防止、②成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用、③消費者被害防止)について、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域で啓発を実施している。 《「3」以外の基準》 「4」=権利擁護に関する啓発のため、地域包括支援センターが自ら地域の実情、課題に基づいて企画書を作成し(任意様式)、①・②・③全てを実施している。(内容は特記に記載すること) 「5」=「4」に加え、権利擁護に関する周知を他機関と共催で実施している。(①・②・③のどれか1つ以上) *但し、他機関主催のイベントでのチラシ配布のみの内容は含まない。 「2」=権利擁護に関すること(①・②・③)のいずれかについて、既存のリーフレットやマニュアルを使用し地域での啓発を実施している。 「1」=全く実施していない	5	5	5	5	4	3	4	5	5	4	2	5	5	5	3	5	5	5	5	5	5	5	4	5	3	3	2	5	4.3	4.8	4.7	4.6
		10) 高齢者虐待対応の体制について、5項目のうち、3項目を実施している。 =「3」	高齢者虐待対応の体制について、以下の要素をみる。 《「3」以外の基準》 「4」=4項目を実施している。 「5」=5項目を実施している。 「2」=2項目の実施である。 「1」=1項目以下の実施である。 ①社会福祉士を中心とし、職員間で協力して支援を実施している。 (支援するうえで、必ず内部で支援内容の検討と共有を行い、必要な職員が関わることのできる体制がある) ②休日・夜間対応のための24時間連絡体制がある。 *連絡を受けた場合の対応マニュアルが事業所内で整備されている。 ③「①、②」を明確にして、必要な機関(行政含む)・市民へパンフレット等を活用し周知している。 ④高齢者虐待対応マニュアルに基づき、個別に支援計画を作成している。 *ケースがなかった場合は、「実施したこと」としてカウントする。 ⑤継続的にケースのモニタリングを実施し、終結の判断も行っている。終結後も必要がある場合には包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に移行して対応している。 *ケースがなかった場合は、「実施したこと」としてカウントする。	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	4	5	4.9	5.0	4.9
					5	5	5	5	4	3	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	4.8				

大項目	中項目	目標項目 (小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	平均	平成28年度平均	平成27年度平均	平成26年度平均					
					阿賀北	くずつか	上土地亀	(旧山の下) 藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	(旧姥ヶ上山) 鳥屋野・上山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	「すべ」	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・湯東	巻	岩室									
IV	包括的・継続的ケアマネジャー個別支援・相談業務	4 ケアマネジャーに対する個別支援を適切に行っている。	11) 地域のケアマネジャーに対する個別支援を適切に行っている。	以下の①～⑤のうち、3項目該当＝「3」 適切な個別支援の実施について、以下の要素をみる。 * 長寿社会開発センター「地域包括支援センター業務運営マニュアル」の第4章「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」参照。 《「3」以外の基準》 「4」=4項目該当 「5」=5項目該当 「2」=2項目該当 「1」=1項目以下 ①相談窓口を明確にしている 相談受付と対応内容についてケアマネジャーに周知し、周知した結果を記録している。 ②支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの相談対応を実施 ケアマネジャーからの支援困難事例の相談に対して地域包括支援センター職員が助言している。必要に応じて、事例検討会開催を提案、支援、その結果を含め記録している。 (ケアマネジャーへの支援の記録、支援結果の記録) ③個別事例のサービス担当者会議への出席、助言を実施 ケアマネジャーが実施するサービス担当者会議に出席し、ケアマネジャーが高齢者の個々の状態に対応したケアプランが作成できるよう助言している。また、必要に応じて、サービス担当者会議の構成員をサポートした支援結果を記録している。 なお、サービス担当者が集まって検討するだけでは解決が困難だと思われるケースでは、個別ケア会議の活用を提案している。(ケアマネジャーへの支援の記録や支援経過の記録している。) ④ケアプラン作成指導等を通じたケアマネジャーのケアマネジメントの指導を実施 ケアマネジャーが作成しているケアプランを「利用者や家族の自己決定に基づいたものか」「自立支援を目指したものになっているか」「利用者の地域生活を支えていく具体的な内容か」等の視点にたって、ケアマネジャーを支援している。 (ケアマネジャーへの支援の記録、支援結果の記録) ⑤ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への研修等の働きかけを実施 介護保険サービス事業者のサービス提供がケアプランと連動し目標達成を実現するものになるよう、個々事業者の勉強会開催を支援している。	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4	5	4	5	5	4	4	5	5	5	4	5	4	5	5	3	5	5	5	5	5	4.6	4.7	4.7	4.6
					5	5	5	5	4	5	5	5	4	5	4	4	4	5	5	5	5	5	5	4	5	3	5	5	5	5	5	5	5	5	4.7					

大項目	中項目	目標項目 (小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	平均	平成28年度平均	平成27年度平均	平成26年度平均							
					阿賀北	くずつか	上土地亀	(旧山の下山) 藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	(旧姥ヶ山) 鳥屋野・上山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	「すま」	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・湯東	巻	岩室											
V 介護予防ケアマネジメント業務	6 介護予防事業に関する介護予防ケアマネジメント業務	13) 社会参加や生きがい創出による介護予防に向けて、適切な支援を行っている。	以下の①～⑦のうち、5項目該当＝「3」	介護予防の推進について、以下の要素をみる。 《「3」以外の基準》 「4」=6項目該当 「5」=7項目該当 「2」=4項目該当 「1」=3項目以下																																						
			①介護予防の啓発活動の実施	高齢者及び地域住民に対して介護予防に関する啓発を実施している。	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	4	5	5	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.4	4.8	4.7	4.9	
			②基本チェックリスト勧奨の実施	一人暮らしや高齢者のみ世帯等、要介護リスクが高い高齢者に対し、基本チェックリストの実施を勧めている。(個別対応)																																						
			③基本チェックリストに関する啓発活動の実施	地域の茶の間や自治会の集会等に赴き、高齢者及び地域住民に対して、基本チェックリストの目的や内容、介護予防の必要性等についての啓発を行い、基本チェックリストを実施している。(集団対応)																																						
			④幸齢ますます元気教室を活用し、介護予防を図っている。	専門職による幸齢ますます元気教室への参加を促し、自立支援に向けた介護予防の取組みを図っている。(幸齢ますます元気教室参加者が1会場8名以上いる。)																																						
			⑤幸齢ますます元気教室終了者の事後評価	幸齢ますます元気教室等終了者について、幸齢ますます元気教室終了後3～6か月後に評価(訪問による実態把握、アセスメント)を継続して実施している。																																						
			⑥幸齢ますます元気教室終了者の社会参加の促進	幸齢ますます元気教室終了者が地域の茶の間や自主サークル活動に参加し、他者との関わりを持って継続的に介護予防に取り組めるよう支援を実施している。																																						
	⑦介護予防ケアマネジメントの質の確保	介護予防ケアマネジメントの一連の過程が適切に実施されるよう、事例検討会や研修会を定期的に行い、質の確保・向上を図っている。																																								
					4	5	4	4	4	3	4	5	3	3	3	5	4	5	5	5	5	4	4	5	4	4	5	5	4	5	5	5	5	5	4.3							

大項目	中項目	目標項目 (小項目)	評価の基準	説明	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	平均	平成28年度平均	平成27年度平均	平成26年度平均							
					阿賀北	くすつか	上土地亀	(旧山ノ下) 藤見・下山	木戸・大形	石山	関屋・白新	ふなえ	宮浦東新潟	(旧姥ヶ上山) 鳥屋野・上山	大江山・横越	かめだ	曾野木両川	にいつ日宝町	新津	「すべ」	しろね北	しろね南	あじかた	小新・小針	坂井輪	黒崎	赤塚	西川	中之口・湯東	巻	岩室											
VI 地域での他機関連携等	7. 地域での包括支援ネットワーク構築	14) 総合相談や包括的・継続的支援のための圏域のネットワーク構築とその活用をすすめている	以下の①～⑦のうち、5項目該当＝「3」	市や地域の保健・医療・福祉関係機関、地域のインフォーマルサービスなど様々な社会資源が有機的に連携する「地域包括支援ネットワーク」を構築するための関係づくりと、活用に取り組んでいるかどうか、以下の要素をみる。 《「3」以外の基準》 「4」=6項目該当 「5」=7項目該当 「2」=4項目該当 「1」=3項目以下																																						
			①地域の課題を検討し整理している	圏域の地域特性(人口・世帯、地理条件・生活環境、地域資源など)、地域住民のニーズ(相談・支援内容から、組織・機関から、住民から、調査などからのニーズ)を把握し、事業計画に反映している。																																						
			②地域の民生委員との関係づくり	高齢者に関する問題の早期発見・見守り等を可能にしているため、民生委員との関係づくりに取り組んでいる。																																						
			③地域の自治会、コミュニティ、老人会、自主活動・ボランティア等の団体・組織との関係づくり	地域の団体・組織と地域包括支援センターが、相互の活動を互いに理解し合うために、担当者や代表者との情報交換、その活動の場への訪問等を行い関係づくりに取り組んでいる。																																						
			④支え合いのしくみづくり会議、支え合いのしくみづくり推進員との連携	地域課題やニーズについて、支え合いしくみづくり推進員と共有するとともに、当該推進員の取り組む不足する支援やサービスの創出に向けて活動を支援又は協力している。	4	5	5	5	5	4	4	5	5	3	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4.7	5.0	4.9	4.8	
			⑤在宅医療・介護連携の促進	地域住民や多種職(介護福祉関係者・医療関係者・リハビリ専門職)との連携を推進する取組みを実施している。(包括主催のケア会議、連絡会、勉強会への参加、むすびあい手帳の普及促進、在宅医療・介護連携センター・ステーションと連携した取組み等)																																						
			⑥認知症施策の推進	認知症の高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民への認知症に関する啓発活動や住民とのネットワークの更なる構築を進める取組みを行っている。(認知症サポーター養成講座の開催支援、地域包括支援センターとキャラバン・メイトの連携・支援、徘徊高齢者の模擬訓練、認知症サポーターと認知症で支援を求める高齢者のマッチング等)																																						
⑦地域ケア会議の開催し、計画への反映	地域の多職種が参加する「地域ケア会議」を開催(個別事例検討の個別ケア会議及び地域の課題・取組み等検討の圏域ケア会議)し、課題解決への取組みを事業計画に反映している。個別ケア会議を2回以上かつ、圏域ケア会議を2回以上行っている。																																									
市評価の項目評価平均(H30年度)					5.0	5.0	4.5	4.5	4.9	4.4	4.9	5.0	4.9	4.9	4.0	4.6	4.6	5.0	4.8	4.5	4.5	4.5	5.0	5.0	5.0	4.8	5.0	4.6	4.3	4.0	5.0	4.7										
市評価の項目評価平均(H29年度)					4.9	5.0	4.8	4.6	4.4	3.9	4.9	4.9	4.7	4.3	3.4	4.6	4.6	5.0	4.8	5.0	4.7	4.6	4.6	4.9	4.8	4.9	4.6	5.0	5.0	4.9	5.0	5.0	4.7		4.8	4.8	4.7					